

別表 1

登録審査基準

国産ジビエ認証制度の第6に規定する認証機関の登録について、登録を受けようとする法人は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 認証を行う業務が公平かつ公正となるよう業務規程が定められており、その業務規程で手数料が過大となっていないこと。
- (2) 審査員以外の者が認証に関する決定を実施すること。
- (3) 認証等の業務に必要な財政的安定性及び経営資源を保持すること。
- (4) 認証の審査、更新、取消し等の手続を文書で定めること。
- (5) 情報の機密を保護するための適切な取決めを有すること。
- (6) 食品衛生監視員の資格要件を満たす者、または食品衛生管理者、獣医師等の資格を保持する者を審査員として確保していること。
- (7) (6)の審査員について、別表3に定めるシカ／イノシシ肉処理施設認証制度認証基準（チェックシート）に基づき食肉処理事業者を審査する能力（野生鳥獣肉の解体や衛生管理に関する知識、実務経験、学歴等）を有することを示せること。
- (8) 食肉処理事業者を審査する体制が整えられていること（審査員が常勤する必要はない）。